

令和3年 第5回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 令和3年（2021年）3月19日（金）午後2時00分～午後3時45分

2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室

3. 出席者 <教育委員会>

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 教育長 | 木下 誠 | 教育委員 | 瀧川 光治 |
| 教育委員 | 江原 礼子 | 教育委員 | 川崎かおり |
| 教育委員 | 太田 洋子 | | |

<事務局>

| | | | |
|-----------------|-------|------------|-------|
| 教育総務部長 | 馬場 一憲 | 総合教育センター所長 | 永嶺 香織 |
| 学校教育部長 | 早崎 潤 | 保健体育課長 | 中江 洋忠 |
| こども未来部長 | 大野 浩史 | 社会教育課長 | 佐藤 直子 |
| 生涯学習部長 | 村田 正則 | 総合教育センター主査 | 奥野 隆哉 |
| こども未来部参事 | 岡田 章 | 教育政策課長 | 石田 亮一 |
| 学校教育部副参事兼学校指導課長 | 廣重久美子 | 教育政策課主任 | 中谷 克也 |
| 職員課長 | 福本 恭 | 教育政策課主任 | 寺内 みこ |

4. 欠席者 なし

5. 傍聴人 なし

6. 議 事

(1) 開会宣言 木下教育長（午後2時00分）

(2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 令和3年第3回定例会会議録及び令和3年第4回臨時会会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第11号の審議

日程第 4 議案第12号の審議

日程第 5 議案第17号の審議

日程第 6 議案第18号の審議

日程第 7 報告第3号の承認（専決第5号）

日程第 8 報告第3号の承認（専決第6号）

日程第 9 議案第13号の審議

日程第10 議案第14号の審議

日程第11 議案第15号の審議

日程第12 議案第16号の審議

(3) 令和3年第3回定例会会議録及び令和3年第4回臨時会会議録の承認（日程第1）

令和3年第3回伊丹市教育委員会定例会（令和3年（2021年）2月12日（金）開催）
会議録及び令和3年第4回伊丹市教育委員会臨時会（令和3年（2021年）3月5日（金）
開催）会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第2）

「3月人事報告」・「2月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「2月分の寄附採納報告」・
学校教育部及びこども未来部、生涯学習部、人権教育室、市立伊丹高等学校の「2月分行事実
施報告」・「4月分行事実施予定」について、書面により報告し、質疑応答を行った。

(5) 議案第11号の審議（日程第3）

木下教育長より「議案第11号 伊丹市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制
定について」を議題とする旨の発議の後、「押印の廃止による、諸手続きの利便性向上を図る
ほか、所要の規定整備を行うため、「伊丹市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則」を
制定しようとするものです。」との説明がなされ、教育総務部長より補足説明があり、全委員
一致で、「議案第11号」を可決。

(6) 議案第12号の審議（日程第4）

木下教育長より「議案第12号 伊丹市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正す
る規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「大規模改修に伴い、利用料金の限度額
の規定整備を行うため、「伊丹市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」を
制定しようとするものです。」との説明がなされ、生涯学習部長より補足説明があり、質疑応
答の後、全委員一致で、「議案第12号」を可決。

質疑応答

太田委員 改修が終わって中が見られるようになるのはいつ頃か。

社会教育課長 3月12日に工事の検査を終え、現在、4月1日のオープンを目指し
て鋭意引っ越しの作業中である。

太田委員 中を見たいのだが、勝手に行っていいか。

社会教育課長 今は業者が作業をしているので、4月以降に是非足を運んでいただ
きたい。

太田委員 教育委員でできるだけ日をそろえて訪問した方がいいと思うが、例
えば金曜日の会議前にとというようなタイミングで設定していただけた
らありがたい。

木下教育長 オープン前に行くのか。オープンして利用者がいるときに行くのか。

社会教育課長 現在は引っ越しの作業中でゆっくり回っていただくのが難しい。

生涯学習部長 図書館南分館も一緒に引っ越ししており、こちらの作業がぎりぎりになると聞いている。できれば利用者がいる中ではあるが、4月以降に図書館南分館も含めてご覧いただけたらと思っている。

(7) 議案第17号の審議（日程第5）

木下教育長より「議案第17号 学校における働き方改革基本方針〔改訂版〕について」を議題とする旨の発議の後、「教職員の勤務時間適正化を図り、教職員が心身ともに健康で、情熱とやりがいをもって、子どもたちと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質の向上を実現するため、「学校における働き方改革基本方針〔改訂版〕」を決定しようとするものです。」との説明がなされ、教育総務部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で、「議案第17号」を可決。

質疑応答

川崎委員 前回の協議会でも議論にあがったが、(2)学校の体制強化のところ
で、参考資料を見ると「ICT支援員を3名配置」とある。支援員の勤務形態について教えていただきたい。小学校17校、中学校8校、特別支援学校1校の計26校をどのように回るか、3名で足りるのかが疑問なので教えていただきたい。

総合教育センター所長 ICT支援員3名は、令和3年度予算で要求しており、各校に配置することを考えている。1人あたり9校を担当することとなる。学校からみると、2週間に一度のペースで勤務してくるイメージである。国の5か年計画では、本市の規模の場合、4校に1人と示されているため、最終的には7名配置になる予定である。

川崎委員 段階的に増やしていく予定ということでは理解した。
学校長から話を聞くと、いろいろな困りごとがあるようなので、何かあったらすぐに支援員が対応できるような運用をお願いしたい。

総合教育センター所長 支援員は、学校に1日7.5時間勤務することになるため、校内を巡回したり、授業に入って支援したりということも考えている。

川崎委員 支援員に求めている技能はどのようなものか。

総合教育センター所長 応用情報技術者資格所持または同等の能力があると認められることやタブレット等の基礎的な知識を有することを応募資格としている。

川崎委員 現在募集中ということか。

総合教育センター所長 募集中である。

太田委員 (2)学校の体制強化のところの「事務職員の校務運営への参画の拡大」について、現在どのようなことをしているのか、「共同学校事務の推

進」について、今後どのようなことを考えているのかを具体的に教えていただきたい。

職員課長 事務研究会に5, 6回参加し、事務職員に対して、学校運営に携わるということについてお話しさせていただいている。事務研究会では、班別に、学校運営協議会に参画いただくことや過多になっている教頭の業務を分担するというのを、具体的にどこまでできるのかを研究されている。また、4月1日からは、「事務職員の標準職務事例」をお示しし、事務職員の学校運営への一層の参画を目指して進めていく。

「共同学校事務」については、全国的には「共同学校事務室」とされており、大体5, 6校に1箇所設置して、室長と職員を置いて業務を共同処理しているものである。兵庫県の場合は「共同学校事務」としており、本市であれば3, 4校の事務職員で班をつくり、連携して事務処理を行いながら業務改善を進めているところである。国が言っているような人的支援もないため、現在事務研究会で取り組んでいるようなことが最終的なかたちになると思っている。

木下教育長 まず5年程度の基本方針を決定し、事務研究会の中で単年度の実施計画を進めていくと理解している。

職員課長 おっしゃるとおりである。一気にすべての問題を解決できるわけではないので、1年ずつ出来ることを考えながら進めていく。

太田委員 事務研究会がやっていることを学校長が知らないといけない。今お話しされた取組の進捗状況や4月に示される標準職務事例を共有しておく必要がある。現場では、どちらの業務かがはっきりしないことが結構あるので、学校長も共有できるように周知をお願いしたい。

(1) 学校における業務改善のところに「市教委および学校における事業・行事のスクラップ&ビルド」とあるが、学校運営協議会の際に各校の来年度の行事予定表が配られていて、行事の数が元に戻っているのが気になっている。学校にきちんと伝わっていないのではないかと。

職員課長 校長会等で説明しながら進めている。幼稚園から高等学校までの校長先生が参加している学校安全衛生協議会においても、現場の声を聞きながら進めているが、連携不足の部分があると思うので、周知を徹底し、行事等スクラップ&ビルドを進めていきたい。

江原委員 コロナ禍で行事等の実施について見直しが進んだと思う。その中で見えてきた行事のあり方を大事にしながら、さらなる見直しにつなげていただきたい。管理職は、地域と教員の間立っていて、難しい立場にあると思うので、教育委員会の支援が必要だと感じている。

- 木下教育長 私も同感である。コロナを通して様々な学びがあった。このことを活かして行事等のスクラップ&ビルドに取り組む必要がある。学校から教育課程が出てきていると思うが、どうなっているか。
- 学校指導課長 学校行事等の実施は、最終的には校長の判断によるものであるが、再度来年度の状況について調べる。
- 木下教育長 卒業式やトライやる・ウィーク、体育大会等にかけていた時間を見直して縮小したことで授業時数が確保できた。それが元通りになってしまっているのか。
- 学校指導課長 各行事の推進協議会では、それぞれの行事のあり方について検討を進めている。実施方法やアプローチの仕方、ねらいの設定等を総合的に見ながら、それぞれの行事に合った方法を考えていくことが大事だ。
- 太田委員 この基本方針の内容は、事務局各課に関係していると思う。事務局内にも周知して、各課が所管している事業について、それぞれが働きかけなければならない。縦割りではなく全体で取り組まなければならない。働き方改革の最も大きな目的は、「教職員が子どもと向き合う時間を確保すること」である。そのための業務改善だということをもっと意識づけなければならないのではないか。各校で業者テストを取り入れていると思うが、補習のことを尋ねると「今はコロナだからできない。」という返事が返ってくる。何のために業務改善に取り組んでいるか、最大の目的は子どもの幸せだということを知徹底しなければならない。
- 川崎委員 私も同じ意見である。ある学校の学年主任の方とお話ししたときに、部活動や行事のときでないと、子どもたちの普段の様子が見られないとおっしゃったのを聞いて、そうではないと思った。普段の授業で子どもたちの素直な意見を聞くことが大事である。先生方はそういうふうを考えているのかと心配になった。授業で主体的・対話的で深い学びが大事だと言われているように、教師主導の授業ではなく、子どもたちのおおらかな意見や表情が引き出せるような工夫をお願いしたい。
- 職員課長 この基本方針を作成するにあたっては、事務局各課の所属長が集まり、1年に5、6回検討を重ねてきた。各課でできることを共有しながら進めており、来年度についても数回集まる予定で、連携して進めていきたい。
- 瀧川委員 勤務時間を縮減できたかどうかだけでなく、結果、子どもと向き合う時間が増えたかどうかということを一人心の教員が意識できるようにもっていかないといけない。最終的な進捗管理ではそういう問いかけをしていただきたい。

- 職員課長 前回の協議会でもご意見いただき、単純に時間を減らすということだけでなく、生み出した時間をどのように使うかというところで、心身の健康という面と子どもに返すという面の両方を意識して進めていく。そのためにどういうことに時間を使ったかについても調査していく。
- 川崎委員 ある小学校で放課後の居場所づくりを進めていると聞いた。そのことが教員の負担になるのかどうか教えていただきたい。セキュリティの問題やトラブルが起きた場合の対応が考えられる。教員の負担にならないのであれば、他の学校でも進んでいったらいいと思っている。不登校児童生徒が増えているので、居場所づくりは必要なことだと思う。
- 太田委員 それは、放課後子ども教室のことか。その学校がされようとしている形態が分からなければ事務局もお答えできないと思う。
- 川崎委員 子どもも大人も地域の方が学校に立ち寄って集えるような居場所というふうに聞いている。
- 太田委員 学校の中にコミュニティの部屋があるところもあるが、そのようなイメージか。
- 川崎委員 学校運営協議会でも話が出ているかと思っていたが、そうではないようなのでもう少し詳しく話を聞こうと思う。
- 木下教育長 コロナ禍で子どもの心身に影響が出ているとも言われているなかで、家庭に居場所がないという子どももいて、居場所づくりの重要性は感じている。居場所づくりを進めるにつき、新たな教員の負担を生むのではないかというご心配だと推察する。
- 川崎委員 そうである。以前、PTAをしているときに図書室を開放して子どもの居場所を作ってはどうかと発案したが、実現しなかった。今回もそのようなものだと思っていて、皆さんもご存知のことかと思ったのでお尋ねした。
- 太田委員 放課後子ども教室は生涯学習の所管で学校の先生は関わっていない。
- 川崎委員 私がお聞きしたのは、ボランティアの方がいて、地域の方もふらっと入って来られるようなものである。
- 木下教育長 現在一部の学校で放課後子ども教室を実施しているが、そのことか。
- 社会教育課長 放課後子ども教室は、令和2年度に2校実施しており、そのうちの1校はコロナのため集うことが難しいという理由で廃止になっている。
- 太田委員 現在実施されているのはどこの学校か。
- 社会教育課長 桜台小学校である。
- 川崎委員 市内のボランティアの方が有志で実施されるようなことを聞いた。
- 太田委員 学校を場所としてお貸しして、ボランティアの方が実施されるので

あれば負担にならないのではないかと。例えば、児童クラブも学校の中にあるが全く別で動いている。ただ、鍵の貸し出しという部分で管理職の負担は増えるかもしれない。

(8) 議案第18号の審議（日程第6）

木下教育長より「議案第18号 伊丹市立小中学校におけるICT教育の取り組みに関する基本的な方針について」を議題とする旨の発議の後、「これからの時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力の育成に向けて、ICTを積極的に活用した教育の推進を図るため、「伊丹市立小中学校におけるICT教育の取り組みに関する基本的な方針」を決定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で、「議案第18号」を可決。

質疑応答

江原委員 デジタル教科書について、国の予算を使った研究にいくつかの学校が手を挙げているとお聞きしたが、進捗状況を教えていただきたい。また、通信費が家庭の負担とされたことで、就学援助等の支援があるのか教えていただきたい。

今後、ICTの活用を推進するにあたって、各校の進捗状況を把握することが大事だと思う。学校間で差があることが3月の教育長報告からも分かる。特に、タブレットは個々に渡されていることを踏まえ、児童生徒一人ひとりがICTの活用能力を身に付けることが重要である。私たちも学校訪問等を通して進捗状況の把握に努めるが、事務局の方でもよろしくお願ひしたい。

学校指導課長 デジタル教科書の研究については、まだ結果がきておらず、県に問い合わせたところ、来週には対象校と対象教科をご連絡いただけるということで待っている状況である。

学校教育部長 通信費にかかる保護者負担の軽減については、検討した結果、現在のところ安定的・継続的な財源確保が難しいことや、対象経費の算定が難しいことから現時点では実施しないこととした。

木下教育長 令和3年度の予算要求においても焦点となったところである。仮に就学援助を受けている家庭に年間12,000円を支給するとした場合、年間2,800万円必要で、卒業アルバム代等の支給を止めたとしても十分な金額を捻出できない。阪神各市でも対応が分かれているところである。デジタル教科書になったら、自宅で端末が使えないと予習や復習ができないという状態になる。大きな課題である。家庭の通信環境について調査したところ、通信環境がない家庭は2.7%であった。現時点

では自己負担としているが、通信費が下がってきていることもあるので、色々なことを注視しながら引き続き検討が必要だ。

太田委員

タブレットを今年度配付したが、学校によって活用状況に大きな差が生じている。ある中学校の3年生は卒業までタブレットを使用しなかったと聞いて、思っている以上に差があることが分かった。管理職の意識によるものが大きいと思う。話を聞いていると、職員会議で「子どもがつぶしたらどうする。」とか「きちんとしたルールを作ってからでないと使わせられない。」という意見が出て、平行線のままだという学校もあるようだ。保護者から誓約書を集めている学校や、とにかく子どもに丁寧に対処しようと言い聞かせて活用を進めている学校もある。学校間の意識の違いに驚いている。国もGIGAスクールの実現に向けて、「潰してしまうかもしれないが、積極的に使ってほしい。」「先生が子どもに教えてもらってもいいじゃないか。」ということを発信しているわけで、もっと学校に伝えていく必要があると考えている。すでに学校間の差が非常に大きく、活用が進んでいない学校への支援が必要である。

また、次の段階の話で、本市はiOSを導入しているが、その強みは無料のアプリが多いことだと思っている。学校に行くと先生方から入りたいアプリがあるという話を聞くので、導入可能なアプリの一覧を示してはどうか。先進的な自治体を参考にするのもいい。今入れているアプリだけだと活用が限られてくるので、新しいアプリの導入も検討していただきたい。

総合教育センター所長

今、プログラミングのアプリを入れていて、それを活用した学習が進んでいるので、新しいアプリについても担当教員の声を吸い上げながら柔軟に対応していきたい。今後、ICT支援員がより現場の声をひろってきてくれると思う。学校間の差や学校内での差についてもしっかり情報収集して学校支援に努める。

木下教育長

学校間の差は、校長の勉強不足に一因があると思う。ネガティブな情報を挙げて新しいことに取り組まない体質が残っている。ポジティブな情報、例えば400人規模の学校で破損件数はわずか3、4件であることなどを示して、前向きに取り組むようにしてほしい。できない理由を挙げて現状を変えようとしめない体質は問題だ。改善するよう働きかけ続けなければならない。また、セキュリティは大事だが、ほとんどがブロックされてアクセスできないような使いにくい仕様はいかがかと思う。便利で安心して使えるシステムの構築に向けて、改善を重ねていただきたい。

- 太田委員 研修は、ソフトを出している会社等が無償で配信している動画を活用したらいい。その代わりに担当は学校を回って、活用状況の把握や使い方の支援に重点を置く段階にきていると思う。代わりに使えるものは積極的に使っていったらいいと思う。
- 川崎委員 ICTの活用について、学校は、本市の目指す方向性がぼんやりしているのではないかと思う。目標は示されているか。
- 木下教育長 議会でも議員からそのことについて質問があり、私からお答えしたのは、DXに向けたICT活用能力の必要性和ICTはあくまでもツールであるということである。思考力・表現力・判断力や学びに向かう力等を培うことが目的であって、ICTを使うことが目的ではない。そして、ICTを使ったからといって劇的に学力が上がるというものでもない。むしろ読解力は読書や書くことによって身につくと言う学者もいる。一方で、効率的に学ぶことで身につくと言う学者もいる。だから、第2段階で効果的なICT活用について研究を進めていく。
- 川崎委員 学校が動きづらさや迷いを感じているように思う。
- 木下教育長 具体的にどのようなことか。
- 川崎委員 ICTを活用して生徒同士が会話したり、分からなかったらお互いに聞いたりするような活動を増やしてはどうか。
- 木下教育長 主体的・対話的で深い学びは今の学習指導要領の大きな柱であり、タブレットを使って意見交換をしたり、意見を集約したりということは実際の授業でも行っている。
- 太田委員 スクールタクトにその機能がある。
- 木下教育長 ただ話し合いするだけではいけない。
- 川崎委員 自分の考えと相手の考えから深めていくことが大事だと思う。
- 木下教育長 そこまでもっていきたい。
- 太田委員 私は、ICTはツールだと思っている。大人がそれがないと生活できないように、子どもも当たり前のように使うようになる。そして彼らはもっと先のことを求められるようになる。私は、ICTを活用することで何か大きな成果が出るとは思っていない。昔のお道具箱のような物だと思っている。先日ある中学校に行くと、休み時間に社会のことを調べている生徒がいた。私たち大人も分からないことがあったらスマホを使って調べるでしょう。それと同じように、子どもも自然に使って行って、学びたい、深めたいと思う子が増えて、もしかしたら世界とつながりたいと思う子が出てくるかもしれないし、そういうふうになっていったらいいと思う。ICTを使って学力を上げないとというような難しいこと

ではなくて、当たり前のものだと理解したほうがいい。私たち大人もスマホがなかったら不安になったり生きていけなかったりする。そんな中に子どもたちもいるということだと思ふ。

ただ、岡山大学や京都大学が進めている研究にICTの効果的な使用に関することも出てきているので、参考にしたり連携したりしていけばいいと思ふ。

木下教育長 川島隆太教授は、実証実験のデータからスマホが子どもの脳の発達に与える影響について危惧されていて、警鐘を鳴らしておられる。パソコン等を開発・販売している某会社の設立者は、自分の息子にデジタル機器を使わせないという話もされていた。様々な情報が溢れているので、効果的な活用については慎重に考えていかなければいけない。

川崎委員 学校で取り入れているCRTテストを確認させていただいたが、私塾や私立学校で使用されているようなテストだと感じた。言葉を理解していないと解けないような問題であった。ICTを使って分からない言葉を調べるとか、CRTテストを今後取り入れていくのであれば、その内容に応じた授業をしなければならない。

木下教育長 川崎委員がおっしゃるとおりで、授業と評価の一体化とはそういうことである。思考力・判断力・表現力、学びに向かう力を育む授業をして、テストで評価する。そういう点でCRTテストは正当な評価ができるからいいと思ふ。

川崎委員 知識と知識を組み合わせるような問題だったので、そのような問題が解けるように授業も工夫していかないといけない。2年生のテストを見たが、とても難しく感じて、点数が低くても当然だと思った。でも、子どもは「こんな点数をとってしまった。」と、自信をなくして自己肯定感が下がってしまうのではないかと思ふ。そこは担任の先生が子どもたちに分かるようにお話ししていただきたい。

木下教育長 今求められている学力に応じた授業をしていかないといけない。

(9) 報告第3号(専決第5号)の承認(日程第7)

秘密会での審議の後、全委員一致で、報告第3号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第5号「令和2年度伊丹市教育委員会賞の追加決定について」を承認。

(10) 報告第3号(専決第5号)の承認(日程第8)

秘密会での審議の後、全委員一致で、報告第3号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する

る規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第6号「令和2年度伊丹市優良児童・生徒顕彰の追加決定について」を承認。

(11) 議案第13号の審議（日程第9）

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第13号「学校運営協議会委員の委嘱または任命について」を可決。

(12) 議案第14号の審議（日程第10）

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第14号「令和3年度校園長等人事異動について」を可決。

(13) 議案第15号の審議（日程第11）

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第15号「令和3年度教育委員会事務局管理職人事異動について」を可決。

(14) 議案第16号の審議（日程第12）

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第16号「令和2年度伊丹市教育委員会賞の追加決定について」を可決。

(15) 閉会宣言

木下教育長（午後3時45分）

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 江原 礼子